

東京都景観審議会について

1 概要

(1) 位置付け

「東京都景観条例」第35条に基づいて設置された知事の附属機関です。
そして、同条第9項に基づいて「東京都景観審議会規則」で審議会の組織や運営について定めています。
さらに、同規則第8条に基づいて「東京都景観審議会運営要綱」で審議会の運営に必要な事項を定めています。

(2) 所掌事務

条例で定められた事項や知事が諮問する良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議（東京都景観計画の策定・変更、大規模建築物等景観形成指針の策定・変更など）します。

(3) 委員構成

学識経験者、都民、事業者、区市町村の長の代表の計16名です。
<別添名簿参照>

(4) 専門部会

専門事項を調査審議するため、以下の2部会を設置しています。

ア 計画部会

東京都景観計画の策定に関する検討や大規模建築物等の建築等の事前協議などを審議します。

今期は学識経験者7名（審議会委員2名と専門員5名）で構成されています。

イ 歴史景観部会

都選定歴史的建造物の指定や保存・活用方法などを審議します。

今期は学識経験者4名（審議会委員1名と専門員3名）で構成されています。

2 審議会の開催

(1) 開催回数

1～2回／年（2時間程度／回）です。

(2) 開催場所

原則、都庁本庁舎内の会議室ですが、審議案件により別会場となる場合があります。